

三商レポート

第七十話 「先妻の子と内縁の妻」

相続プラザ 花小金井 (株)三商 内藤 雄

小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-246-2103

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp <http://souzokusoudan.net>

Aさんは、定年を期に長年別居していた妻と協議離婚をした。その際、退職金の大半は妻に渡した。

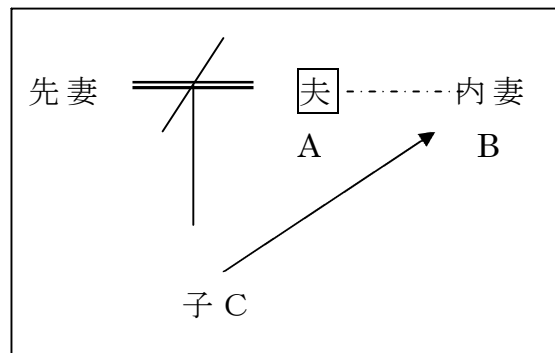
その後、Bさんとの交際が始まった。Aさんは、ローンでマンションを購入し、二人の生活が始まった。事情があり入籍はしなかったが、Aさんが世帯主になっていた住民票にBさんも入った。

数年後、Aさんは「〇〇マンション××号室をBに遺贈します」と、便箋に自筆で遺言を書いた。Aさんの年金は、二人の将来の蓄えのためA名義で預金していた。それぞれに仕事を持ち、その収入でつつましく穏やかな生活を続けていた。ところが、Aさんが病気で亡くなった。

通夜の席ですぐに問題が起きた。先妻の子のCが、Bさんに向かって「あんたは相続人ではないのだから、すぐにマンションを出ていってくれ」と言い出した。Cは更にA名義の預金も解約し、全額を引き出した。

「何でこんなことに…」Bさんは、悲しみに追い討ちをかけられた。

幸い遺言があった。Aさんが残してくれた遺言を活かし、マンションの名義をBさんに変え、せめて住むところを守ることにした。そのためには、家庭裁判所で自筆証書遺言の「検認」手続が必要になる。検認の申立には、ABCの戸籍謄本が必要になる。Bさんは、自分の戸籍謄本は取れるが、妻ではないのでACの戸籍はとれない。Aの戸籍は生まれたときまでさかのぼる必要がある。もめ



ているCに頼むわけにもいかない。

また、この遺言書には「遺言執行人」が指定されていなかった。相続人でないBさんは、自分で執行することができない。そのため、検認の申立と遺言執行人の選任手続を弁護士さんをお願いすることになった。当然に費用がかかる。

遺言の検認が済み、弁護士が遺言執行人に選任された。遺言執行人の依頼を受け、司法書士がマンションの登記手続きに入った。しかし、登記に際しては司法書士と法務局の協議が必要となった。「〇〇マンション××号室」とだけ書かれていて、所在地や家屋番号や床面積などの記載がない。そのため物件が特定できない恐れがあった。幸い、同一世帯の住民票や郵便物に書かれたマンション名や氏名などから特定できるとの判断がなされ、無事に移転登記はできた。

しかし、その後Cの代理人弁護士からBさんに対して「遺留分減殺請求」の申立がなされた。今後はこのマンションの時価評価が問題となる。

Bさんは、こんな大変な手続が必要になるとは思ってもいなかった。生活のメドも立たず、今後の不安を抱えながら、1人不安な1周忌を迎えることになった。

2010年4月1日

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます～

【お知らせ】

第6回 相続プラザ 相続講演会

テーマ：『親の想いを知ることが相続争いを防ぐ』

日時：平成22年4月28日(水)午後2時～4時30分

場所：ルネこだいら「レセプションホール」 **参加無料**

講師：①「相続実務の現場レポート」

相続プラザ花小金井(株)三商 内藤 雄

②「親の想いを相続する“自分史”のススメ

NPO「昭和の記憶」代表理事 瀧澤尚子

申込：電話 042-467-2103 FAX 042-467-2157